

広島市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務内容等

(1) 業務名

広島市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務

(2) 業務概要

本市では、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用した本市内外の企業からの寄附により、本市事業の充実・拡大を図っている。

本業務は、こうした背景を踏まえ、本市への寄附を希望する企業に対して本市事業や施策に共感していただけるよう一層の働きかけを行うことで、寄附を通じた企業の市政への参画を推進し、もって市政の推進を図るものである。

(3) 業務内容

別紙「広島市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務」基本仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料額

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託金額を支払うものとする。

- ・ 寄附金額×受託料率（※1円未満の単位は切り捨てとする）
- ・ 受託料率は15%以内（消費税別）とする
- ・ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする

(6) 事業費

本業務に係る費用は16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、受託者が複数ある場合は、上記金額を受託者数で按分した額を上限額とする。

(7) 契約担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）

企画総務局政策企画部政策企画課

Tel：082-504-2014 Fax：082-504-2029

Eメール：seisakukikaku@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (5) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 応募資格確認書の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類 各1部

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式8）を提出すること

(イ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ロ) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）又は商業登記簿謄本 1部

ウ 委任状（様式2）

※ 「委任状」は、代表者でない者が当該プロポーザルにおいて代理人として提案書の提出等を行う場合に提出すること

エ 直近の決算1年分の財務諸表の写し 1部

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式3）1部

カ 役員名簿（様式4）1部

キ 企業概要が分かる資料（パンフレット等）1部

(2) 提出期間

公示日から令和8年5月26日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- (3) 提出先
前記1(7)契約担当課
- (4) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (5) 応募資格の確認及び審査結果の通知
応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、確認結果を応募者に書面にて通知する。

4 質問の受付と回答

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間
公示日から令和8年5月26日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
 - イ 受付場所
前記1(7)の契約担当課
 - ウ 受付方法
仕様書等に関する質問書（様式第7号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。
- (2) 質問に対する回答
前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記1(7)の契約担当課において、令和8年5月29日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 提案書の提出

- (1) 提案書の記載項目等
提案書（様式5）及び参考見積書（様式6）のとおり。
 - ※ 文章、写真、イメージ図等を用いて具体的に記載し、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
 - ※ 大きさはA4判とし、表紙及び参考資料は除き、20頁以内とする。
 - ※ 資料やイメージ図などの記載のため、A3判を使用する場合は、A3判1頁につき、A4判2頁として換算する。両面印刷する場合は、A4判用紙1枚につき2頁、両面印刷のA3判用紙1枚につき、A4判4頁として換算する。
- (2) 提出部数等 次のア及びイを提出すること。
 - ア 提案書正本（様式5-1（正本用表紙）＋提案書（様式自由）＋様式6） 1部
 - イ 提案書副本（様式5-2（副本用表紙）＋提案書（様式自由）＋様式6） 11部
- (3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和8年6月2日（火）17時
- イ 提出場所 前記1(7)の契約担当課
- ウ 提出方法 持参又は郵送

（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 留意事項

- ア 参加確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。
- イ 提案は、1者につき1件とし、2件以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- エ 提案書の表紙には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名等）を記載すること。提案者名等の記載は正本（様式5-1）のみとし、副本（様式5-2）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。
- オ 提案書の主文に、応募者名や応募者が特定できる記載をしないこと。
- カ 提出された応募書類は返却しない。
- キ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

- ア 本説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、受託候補者の特定までの間に前記2(5)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

6 審査方法

(1) 審査

「広島市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

イ 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、提案内容が審査委員会の求める最低限の基準（60点）以上を受託候補者として特定する。また、最低限の基準（60点）に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

7 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

ア プレゼンテーションの実施日の詳細はプレゼンテーション参加者に別途通知する。

イ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分として実施することを予定している。

ウ プレゼンテーションの出席者は責任者を含む3名以内とする。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材（プロジェクター等）の使用はできない。

エ プレゼンテーションの出席者（責任者以外の2名以内）の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に書面にて届け出ること（様式は問わない。）。

オ プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、取下願（様式9）に記入の上、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

カ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、書面により通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は、結果の通知日の翌日から起算して閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

8 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相

談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

- (3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し又は不穏な行動等をする場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は本プロポーザルの実施を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表までに、本プロポーザルに関し、直接・間接を問わず、自らを有利に、又は他社を不利にするように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格になるとともに、指名停止の措置を行うことがある。

9 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、優先交渉権者から除外する。

10 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消す。
- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消す。また、決定を取り消された者は、契約締結までに発生した諸経費であると発注者が承認したものについて、これに相当する額を損害金として支払うものとする。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全ての契約書に内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

12 スケジュール

| | |
|--------------|------------|
| 令和8年5月19日（火） | 公示（応募受付開始） |
| 令和8年5月26日（火） | 質問受付期限 |

| | |
|-----------------|-----------------|
| | 応募資格確認申請書提出期限 |
| 令和8年6月2日(火) 17時 | 提案書提出締切 |
| 令和8年6月11日(木) | 審査委員会(受託候補者の特定) |
| 令和8年6月中旬 | 審査結果通知 |

13 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

| プロポーザル応募関係資料等 | 掲載場所 |
|--|---|
| 01 公募型プロポーザル手続開始の公示 02 公募型プロポーザル説明書 03 (説明書 別紙) 受託候補者特定基準 04 基本仕様書 05 (様式1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書 06 (様式2) 委任状 07 (様式3) 暴力団等の排除に関する誓約書 08 (様式4) 役員名簿 09 (様式5) 提案書 10 (様式6) 参考見積書 11 (様式7) 質問書 12 (様式8) 申立書 13 (様式9) 取下願 14 委託契約書(案)、委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項 | 広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。 |